

令和5年度補正予算「戦略的スマート農業技術の開発・改良」
書類及び面接審査基準

【審査ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
1. 技術内容の適格性・有効性	<p>技術開発・改良の内容について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適格性 公募対象技術に合致した内容であり、必要な課題を正確に把握したうえで、開発・改良すべき技術要素および達成すべき技術水準を適格に設定しているか。 ○有効性 農業生産性の向上に係る諸課題の解決やスマート農業技術の推進につながる技術開発・改良となっているか。 	<p>A : 適切 B : 概ね適切 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 適切でない の5段階で評価を行う</p>
2. 技術内容の新規性・優位性	<p>技術開発・改良の内容について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規性 現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、スマート農業技術の観点又は農業生産性向上の観点から新規性が認められるか。 ○優位性 技術水準が高く類似する研究成果がすでに存在する場合、既存技術と比べて高性能・高能力又は技術的優位性を持つ研究であるか。 	<p>A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い の5段階で評価を行う</p>
3. 研究開発目標の明確性・達成可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○課題設定の明確性 目標達成に向けた課題設定が適切かつ明確であるか。 ○目標の妥当性 研究開発・改良目標は定量的に示されており、かつ妥当な水準となっているか。 ○達成可能性 研究開発・改良終了時までに達成が可能な目標であるか。 	<p>A : 高い B : やや高い C : 標準的である D : やや低い E : 低い の5段階で評価を行う</p>
4. 現場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○現場ニーズの把握 開発・改良段階において、生産者をはじめ現場ニーズを的確に捉えられる計画であるか。 ○普及戦略の妥当性 研究成果の社会実装に向けて製品の価格設定を含めた販売又は普及戦略が明確であり、実践的なものであるか。 ○ビジネスモデルとしての水準 研究成果の現場導入にかかる計画がビジネスモデルとして成立・定着する見通しのある水準となっているか。 	<p>A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない の5段階で評価を行う</p>
5. 研究開発・改良技術の普及範囲・汎用性	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発・改良する技術の普及対象範囲が、生産者数や市場シェアの観点から見て多くの生産者（国内外含む）が活用できる広範なものとなっているか。 ○研究成果が、様々な品目・作業に汎用的に活用できる可能性がある（又は将来性がある）ものであるか。また、技術的コスト低減にもつながることを、目標値を示して明確に記載しているか。 	<p>A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない の5段階で評価を行う</p>

6. 研究計画の妥当性	<p>○スケジュール 年度毎の研究実施計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。</p> <p>○項目ごと計画の明確性 各研究開発・改良実施項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>○コスト面 費用対効果の面から研究コストが適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 妥当でない の5段階で評価を行う
7. 研究実施体制	<p>○役割分担 社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>○研究実施能力 研究開発・改良を実施する研究総括者や参画研究者、企業又は研究機関のこれまでの業績等から見て、確実に研究遂行能力があると認められるか。</p> <p>○現場への普及 研究開発・改良技術の製品化（事業化）を担う民間企業の事業体制や普及体制が築かれているか。また、開発・改良技術の活用が想定される産地・地域の普及組織（行政機関やJA等）が参画し、現場普及に向けた適切な連携体制が築かれているか。</p>	A : 適切 B : 概ね適切 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 適切でない の5段階で評価を行う
8. 研究開発目標や研究計画方針の整合性	<p>○設定課題との整合性 設定した研究課題と研究開発目標及び研究計画に整合性があるか。</p> <p>○農業政策との整合性 農業政策上の重要課題の解決に効果的につながる取組内容となっているか。</p>	A : 適切 B : 概ね適切 C : 一部見直しが必要 D : 見直しが必要 E : 適切でない の5段階で評価を行う

(注1) 「3. 研究開発目標の明確性・達成可能性」、「6. 研究計画の妥当性」及び「8. 研究開発目標や研究計画方針の整合性」については、Aは10点、Bは7点、Cは5点、Dは2点、Eは0点とし、その他の審査項目については、Aは5点、Bは4点、Cは3点、Dは2点、Eは0点とし、55点満点で評価点を算出する。

(注2) 審査点数が38点未満の応募課題は採択しない。

【加算ポイント】

加算の視点	基準
1. みどりの食料システム戦略（～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～）の推進に資する研究課題 (1) 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進に資する研究課題 (2) イノベーション等による持続的生産体制の構築に資する研究課題 (3) ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立に資する研究課題 (4) 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進に資する研究課題	該当する場合は、2点を加算する。 ただし、複数の分野に該当しても、重複加算は行わない。
2. 参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合	該当する場合は、3点を加算する。
3. 地域金融機関等のコンソーシアムへの参画状況 (1) 地域金融機関等がコンソーシアムに参画し、研究実施計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	該当する場合は3点を加算する。
(2) 地域金融機関等がコンソーシアムに参画していないが、協力機関として専門的な助言等を実施する役割が明確に記載されている場合	該当する場合は1点を加算する。